

## 『学校薬剤師』をご存知ですか？

学校保健安全法で、大学以外の学校全てに配置されています。学校現場で保健・環境衛生・安全等の管理に関して検査をしたり、相談に乗ったり、指導をする非常勤の専門職です。

### Q.学校薬剤師って、具体的に何をしていますのですか？

#### 「環境衛生に関して」(学校現場にて)

- 飲料水検査
- 教室等の照明、照度検査
- 教室等の騒音検査
- 理科室等の薬品の点検
- 学校のプール(水と施設)検査
- 教室等の空気検査
- ダニ又は、ダニアレルゲン検査
- 給食室の点検 その他

#### 「保健衛生に関して」(要請があれば)

- 薬物(麻薬・覚醒剤等)乱用防止教育
- 喫煙、飲酒防止教育
- ドーピング防止教育
- 医薬品に関する(くすりの正しい使い方)教育

薬剤師は「まちの科学者」とも呼ばれ、医療、保健、衛生の専門家です。

下記項目で、困った時・相談したい時は、まず学校薬剤師に声を掛けてみてはいかがでしょうか。子供達へ最良の環境を提供する為に、薬剤師を更に活用して下さい。

- 薬品、消毒剤について
- 食品、サプリメントについて
- アレルギーやシックハウスについて
- プールにおける心配事について
- お酒やタバコについて
- 持病や治療薬、常備薬について

などなど、「かかりつけ薬剤師」はもとより、「学校薬剤師」にもご相談ください！

「学校薬剤師」は、下記のプレートある薬局に駐在しております。

